

被害者支援は弁護士の責務

～弁護士の使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現～

明石市長 泉 房穂

一 はじめに

- 1 被害者にとって理不尽な現状は変わっていない
- 2 議員立法としての「犯罪被害者等基本法」
- 3 司法改革と「総合法律支援法（法テラス法）」（精通弁護士制度の創設など）
- 4 ライフワークとしての被害者支援

二 発想の転換

- 1 被害者支援は「誰のため」の施策か？
⇒ 明日被害に遭うかもしれない「すべての市民のため」の施策
(× すでに被害に遭った過去の被害者や遺族（少数者）)
- 2 被害者への責任は「誰が」果たすべきか？
⇒ 犯罪被害を防止できなかった「社会（行政）にも責任」がある
(× 加害者のみ（加害者が第一次的な法的責任を負うのは当然）)
⇒ 被害者に近い行政である「自治体」こそが「寄り添える支援」に適している
(× 国による経済的支援（犯給法など）だけの問題でもない)
- 3 被害者支援における弁護士の役割は？
⇒ 刑事弁護と同様に被害者支援も「弁護士の本来業務」
(× 加害者側（被疑者・被告人）の味方だけで足りるわけではない)
⇒ 刑事裁判の場面に限らず「発生直後から履行確保まで」責任を果たすべき
(× 被害者参加のみ（弁護士の「早期・総合・継続支援」が必要)

三 被害者施策の経緯と現状

- 1 被害者の決起と国民的な共感のひろがり
被害者による街頭活動などの展開（あまりに理不尽な制度に対する怒り）
- 2 犯罪被害者等基本法の制定（2004年12月1日）
①被害者の本来の権利の確立（×お涙頂戴のお恵みや施し）
②被害者支援の社会化（国のみならず、地方自治体や国民にも責務）
③支援の方向性の明記（相談・情報提供、福祉サービス、安全確保など）
- 3 制定時からの課題
①法的責務ではなく努力義務（条例を制定するか否かは自治体の判断）
②加害者からの賠償の問題（民事判決を得ても紙切れ、加害者の逃げ得）
③二次被害（マスコミの興味本位の報道、学校や職場の無理解など）
- 4、被害者支援の現状
いまだ道なかば（支援の地域格差も大きく、九州はこれからという段階）

四 明石市の取り組み

- 1 条例の制定（平成23年4月1日施行）
- 2 条例の改正（平成26年4月1日施行）
①総合的支援（心のケア、介護や保育への支援、転居費用や旅費の補助など）
②立替金制度の創設（賠償金を被害者に立替支給したうえで、加害者に求償）
③二次被害防止の明記（市の責務のみならず、市民にも責務）
- 3 絶歌出版に際しての対応（平成27年6月～）
①市立図書館における購入停止（税金であえて買うことはしない）
②市民や書店への呼びかけ（改正条例に基づく配慮要請として）
③いわゆる「サムの息子法」（日本版）の立法化に向けて
- 4 条例の更なるバージョンアップ（支援充実化のための再度の改正）を予定
①立替金制度の拡充（支給対象者の拡大など）
②未解決事件の場合の支援（支援金の支給など）
③賠償金の消滅時効への対策（時効中断のための再提訴への支援など）

五 被害者と加害者

- 1 冷たい日本社会
⇒ 国家権力との関係における加害者側（被疑者・被告人）も弱い立場のまま
- 2 被害者支援も加害者支援も不十分
⇒ 被害者に対しては、さらなる早期支援、総合支援、継続支援が必要
⇒ 加害者に対しても、同様に幅広い支援がまだまだ必要
(知的障害者や認知症高齢者への配慮ある弁護や支援)
(受刑者などへの社会内更生・再犯防止に向けての支援)
- 3 被害者支援と加害者支援は車の両輪
⇒ 対立構図で語るべきではない（死刑制度なども）

六 さいごに

- 1 被害者支援をまちの発展につなげる
- 2 夜明けは近い
- 3 弁護士への期待

略歴：1963年、兵庫県明石市生まれ。
東京大学教育学部を卒業後、NHKディレクターを経て、弁護士に。
2003年、衆議院議員に当選。
犯罪被害者等基本法の制定や介護保険法の改正に携わる。
2007年、社会福祉士の資格を取得。
2011年、明石市長に就任。
必要な人に必要な支援が行き届く「誰もが住みやすいまち」を目指して
“あたりまえ”の施策を展開し、明石市の人口・地価・基金のV字回復を実現。
現在2期目。